

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) JRE鏡野風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和4年3月8日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) JRE鏡野風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の
保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 岡山県苫田郡鏡野町、真庭市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大92,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年12月15日
環境大臣意見受理	令和4年 3月 3日
経済産業大臣意見	令和4年 3月 8日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) JRE鏡野風力発電事業に係る計画
段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含む必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検

討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点及び森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された水源かん養保安林が存在していることから、本事業の実施に伴い、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋、上水道等の取水地点等からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づき指定された砂防指定地、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、「山地災害危険地区調査要領」(平成 28 年 7 月林野庁)に基づく山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区及び地すべり危険地区)等が存在している。また、本事業は、風力発電設備を当該区域の尾根沿いに最大 25 基設置する計画が想定されているが、当該尾根付近は、風力発電設備設置の際に活用できる既設道路等が少ないことから、大規模な造成工事や道路工事に伴う

土砂崩落や、河川、沢筋等への土砂又は濁水の流出等による動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ調査、予測及び評価を行い、複数案の比較検討を通じて、土砂崩落及び土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避すること。併せて、既存道路の活用等により土地の改変量を最小限に抑えるなど、動植物の生息・生育環境等への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ハチクマ、ノスリ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第3回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定された「大空山のブナ林」、「山乗山のブナ林」、「布施神社のスギ林」、同調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたクロモジブナ群集、森林法に基づき指定された保安林、岡山県立自然公園条例（昭和 48 年条例 34 号）に基づき指定された湯原奥津県立自然公園等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「大空山」、「富栄山」、「白賀溪谷」、「山乗溪谷」、「正石の滝」、「七色檜」等が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等によるこれらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態や利用の状況等を把握した上で、適切な調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。